



2024年7月12日

各位

会社名 株式会社オキサイド
代表者名 代表取締役社長(COO 兼 CFO) 山本正幸
(コード番号: 6521 東証グロース)
問合せ先 総合企画本部マネージャー 石坂美保
(TEL. 0551-26-0022)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 発行期日	2024年9月2日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,275株
(3) 発行価額	1株につき2,526円
(4) 発行価額の総額	33,532,650円
(5) 割当予定先	当社の従業員 225名 13,275株
(6) 譲渡制限期間	2024年9月2日～当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位も喪失する日、又は2025年6月1日到来直後の時点のいずれか遅い時点

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年5月26日付「従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行および役員に対する事後交付型株式報酬制度に基づくユニットの付与に関するお知らせ」にありますとおり、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、このたび、本制度に基づき、対象従業員に本新株式発行を行うことを決議いたしました。本新株式発行は、本制度の枠組みの中で本年度発行分として新規発行されるものとなります。

なお、本新株式発行において、当社は、対象従業員との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下

「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

【本制度の概要】

対象従業員は、本制度に基づき当社より支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- (1) あらかじめ定められた期間、割当を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (2) 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

【割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、本発行期日から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日（当該日より、本発行期日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年6月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除

対象従業員は、本発行期日から1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象従業員が死亡により退職した場合は当該退職の直後の時点）をもって、当該時点において対象従業員（ただし、対象従業員が死亡により退任した場合は対象従業員の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 役務提供期間中の退職等の取扱い

対象従業員が役務提供期間の満了前に当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、喪失と同時に取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く）には、当社は本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、本発行期日を含む月から当該組織再編の承認日を含む月までの月数を12で除した数が1以上であれば、当該時点で保有する本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2024年7月11日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,526円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上